

生活者視点の規制改革を実現するために

「外形基準」の導入による信書規制の改革を

具体例からの考察と提言

別紙

ヤマト運輸株式会社

< 別紙1 > 近年、お客様が誤って信書を送り、警察の取り調べをうけたり書類送検されたりするケースが増えている。

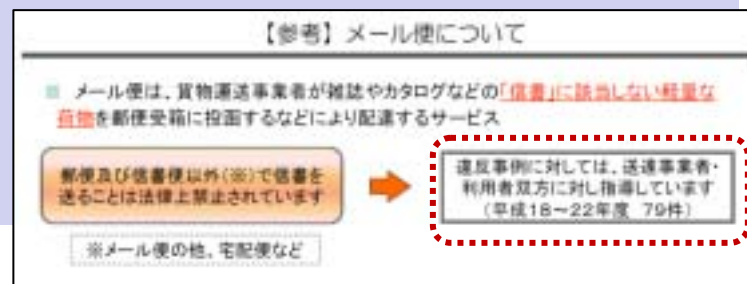
このままでは、生活者は、便利なサービスがあっても、安心して荷物を送れないことになりかねない。

当社における郵便法違反発生件数 2009～2013年度

8件 (警察による事情聴取 / うち3件は書類送検)

総務省公表 郵便法違反事例件数 2006～2010年度

79件



2011年6月29日
総務省北海道総合通信局
「信書制度の概要」より

< 別紙 2 > 息子宛の荷物と同梱された母親の手紙が、テレビ番組で紹介された。
総務省は、「郵便法違反」と判定したが、告発はしなかった。

へ
元気ですか？
いつも のテレビを楽しんで見えています。
最近益々ツッコミのキレもすごいと思います。
さすがですね。
近所の人から
「もう大丈夫やね あのポジションはいい所やね」とよく言われます。
本当に自慢の息子です。
それから、彼女を大阪から東京に呼び寄せ、一緒にくらしているそうやけど、
そろそろ責任取ったらどう～ぁ

母より

2013年5月25日 番組内で紹介された手紙(フジテレビ)

貨物の送付に関するものであることが分かる
記載がなされていないため、残念ながら、郵便法第4条第3項の「貨物に添付する無封の添え状」には該当しません。

2013年6月14日付 情報流通行政局郵政行政部郵便課長からの回答(抜粋)



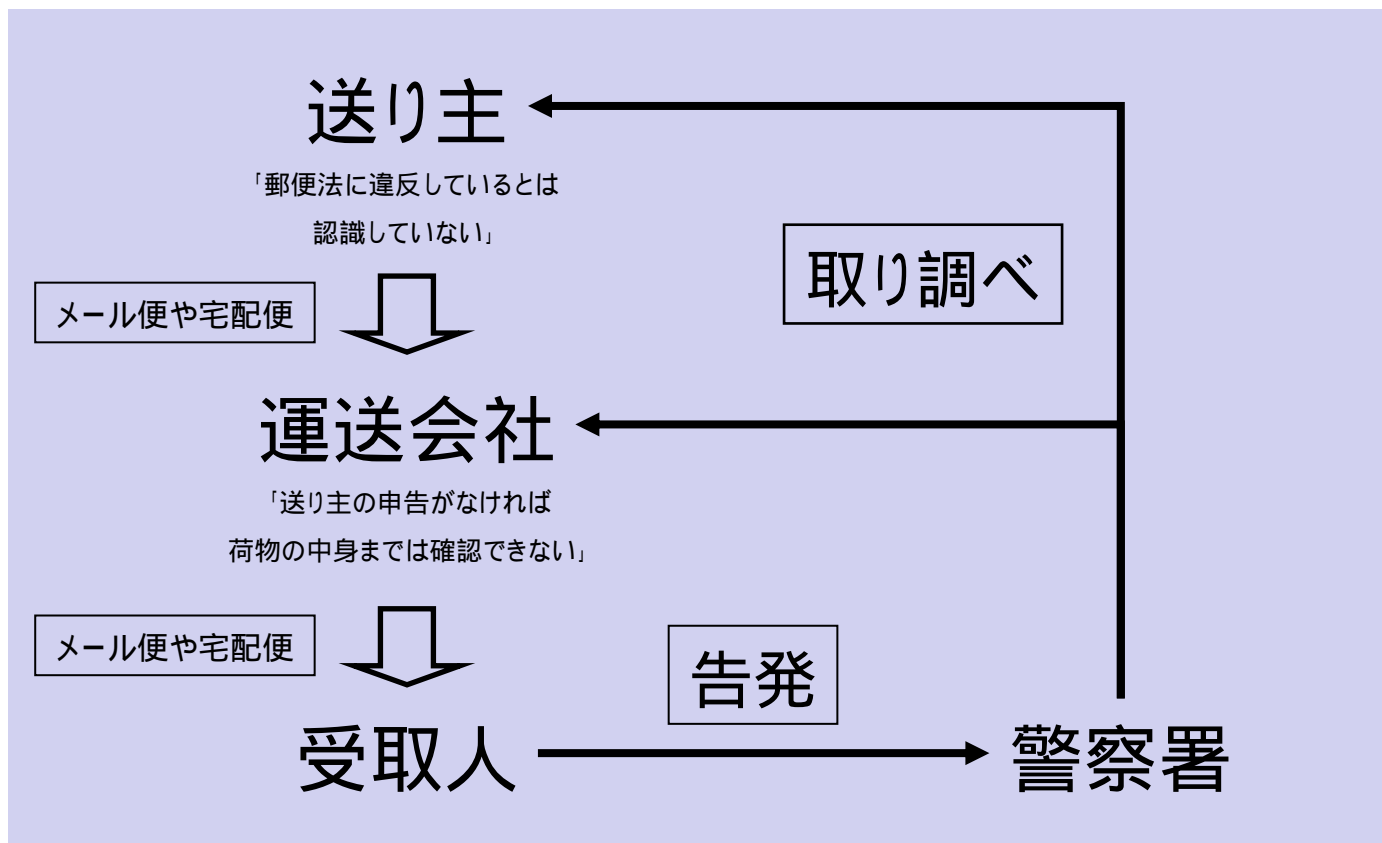
添え状に関する機会について (回答)

(別紙)

今般お問い合わせいただいた、宅配便で送付された食品及び衣類に添付された文書(別紙)については、内容としては、一般的に添え状に記載されるようなあいさつのための簡単な通信文が記載されているものの、貨物の送付に関するものであることが分かる記載がなされていないため、残念ながら、郵便法第4条第3項の「貨物に添付する無封の添え状」には該当しません。

本件文書の場合、「〇〇を送ります」など貨物の送付に関するものであることが分かる記載さえ含まれていれば、貨物の送付に関して添えられるあいさつのための簡単な通信文で当該貨物に視として添えられるものと認められ、郵便法第4条第3項の「貨物に添付する無封の添え状」に該当するものとなります。

< 別紙3 > 受取人からの告発で、送り主と運送会社が書類送検される。



2007年10月に日本郵政公社が解散されるまでは、郵政監察官が郵便法違反を取り締まっていた。

< 別紙5 > 信書を送ると、運送会社だけでなく、送り主までが罰せられる。

郵便法

第四条（事業の独占）

- 1 日本郵便株式会社(以下、会社)以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。
- 2 会社(契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む)以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。
- 3 運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。
- 4 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書(同項ただし書に掲げるものを除く。)の送達を委託してはならない。

第七十六条（事業の独占を乱す罪）

- 1 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の場合において、金銭物品を収得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

< 別紙7 > 同じ文書でも、「信書」になったり、ならなかったりすることがある。

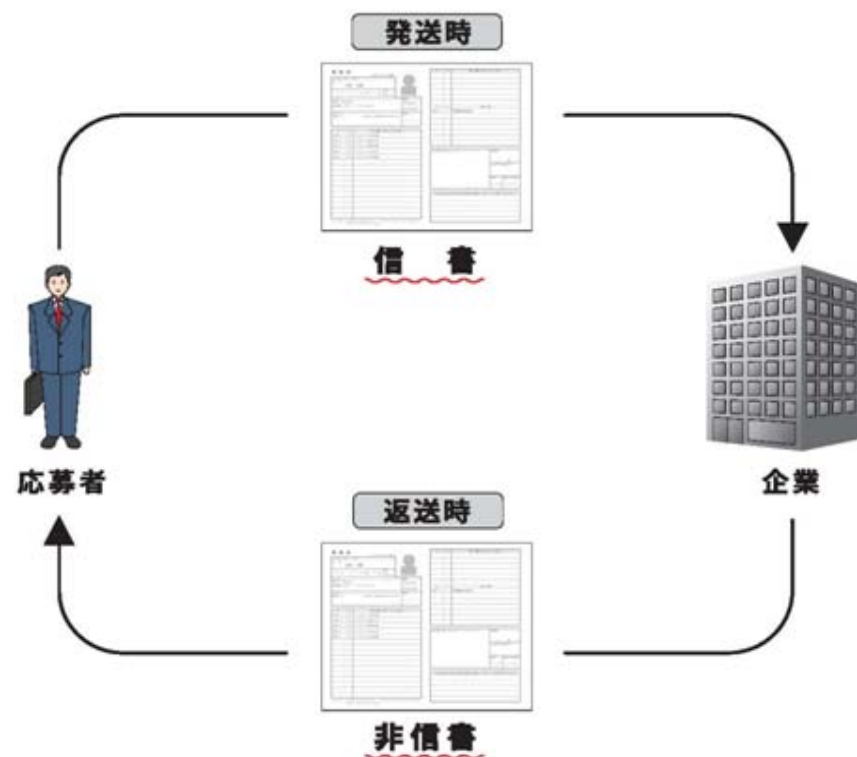
例えば「履歴書」

応募者が企業に送る場合は

「信書に該当する」。

企業から応募者に返送する場合は

「信書に該当しない」。



(例) 求人応募のため、応募人が履歴書を企業に送付する場合は、特定の受取人(企業)に対する差出人(応募人)の事実(経歴等)を通知した文書となるため、信書に該当しますが、企業が応募人に対し履歴書を返送する場合は、履歴書自体に差出人(企業)の事実の通知がないため、信書に該当しません。(ただし、合否の通知とともに送付する場合は、合否の通知自体が信書となります。)

総務省のホームページ「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集 より

< 別紙 8 > 規制改革会議では、「信書の分かりにくさ」は継続課題になった。

閣議決定されなかったという理由で、見過ごしていい問題ではない。

2013年 5月27日開催 創業等WGの議事概要より抜粋

大田議長代理 すみません、1点、これも細かい点、今、気が付いたのですが、20番の信書なのですけれども、何を言いたいかというと、事業への参入要件と信書の明確化が2つ出ていましたね。だから「ユニバーサルサービスを確保した上で」というのは参入要件ではあるのですけれども、今でも何が信書なのかが分からないという問題がこの間出ていましたね。しかし、「ユニバーサルサービスを確保した上で」が最初の方に出てきているので。

武藤参事官 信書の定義の明確化というお話だったと思うのですけれども、そこを相手とも議論しまして、結果さらに定義を周知すべく頑張るといふことしか書けないということでありまして、それでしたら今やっていることと変わらないので、あえて閣議決定という形でピンどめしなくてもいいかということですよ。

大田議長代理 あえてピンどめしないということですね、今後に残すということですね。分かりました。

武藤参事官 そういう趣旨で、項目としては上げないということに整理しております。

2013年 9月6日開催 創業・IT等WGの議事概要より抜粋

大田議長代理 前回の答申で、この創業ワーキングで引き続きの検討課題となった、例えば信書便の問題ですとか、そういうものはどう扱うのですか。

安念座長 そこはなかなか難しいところですね。事務局は何か腹案みたいなものはおありですか。中原参事官、どうぞ。

中原参事官 また後ほど御検討を申し上げる中で、総合的に見直すことができるかどうかも含めて御判断をいただきたいと思っています。

< 別紙 9 > 当社主張の転換 信書定義の撤廃から、規制範囲の明確化へ。

2013年4月19日 規制改革会議 創業等WG 当社見解の趣旨

「信書」定義の撤廃、次善策としての定義の明確化及び罰則の対象の縮減

「信書」の定義が不明確であることの不都合は、既に述べたとおりですが、総務省の取組にもかかわらず、およそその解消は、不可能と言わざるを得ません。そうであるなら、まず、円滑なサービス提供阻害の原因である「信書」という定義自体の撤廃を検討していただきたいと考えます。

「信書」の定義が不明確であることへの対処としては、重量等の外形基準による定義付けも考えられます。しかしながら、かえてこれまで「非信書」の輸送として認められていたものが「信書」に区分され、民間事業者による輸送が、信書便事業に参入しない限り、認められなくなるという、規制の見直しに逆行する本末転倒の結果を招くおそれがあります。

資料2 - 2 「文書輸送に対する規制問題について」より抜粋



2013年12月12日 郵政政策部会WG 新たな当社提案

「外形基準」の導入による信書規制の改革を

郵便法第四条(事業の独占)に定める規制条件は現在、一般には分かりにくい「信書(内容基準)」になっているが、これを誰もが客観的に判断できるサイズという「外形基準」とするよう規制のあり方を改革すべきであり、同時に、違反した場合の送り主に対する罰則規定を廃止すべきである。

<別紙10> かつて日本郵政公社も「外形基準」の導入を主張していた。

2006年2月16日開催「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」でのヒアリングにて

資料1

グローバル社会における郵便・
信書便事業の制度設計等

2007年8月22日

郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会
第6回会合 配布資料より

ヒアリングでの発言：独占範囲(重量基準等)に関するもの

「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」第3回会合(平成18年2月1日開催)
におけるヒアリング内容(抜粋)発言順

ヤマト運輸株式会社

- ユニバーサルサービスを確保するための保護策がとられるとしても、透明性を固りつつ、将来的には撤廃されるべき。保護策の妥当性は第三者機関がチェックすべき。
- 50g以下のメール便は取扱数の60%以上ある。また、(メール便DMの実物を見せながら)このDM葉書は6gである。
- リザーブエリアが定性的な基準から定量的な基準に変更される場合でも、こうした点は配慮していただきたい。

佐川急便株式会社

- 信書・非信書の判断基準について、「意思の通知」は現状で可だが、「事実の通知」は秘密に属するものに限定すべき。

日本通運株式会社

- リザーブエリアの設定については「信書」では利用者に分からない。誰でもわかりやすい一定の重さ、形にするべき。
- 具体的には、最終的に、はがき、定形郵便物に限定すべき。

日本郵政公社

- 「信書」の概念で参入を規制するのは日本のみであり、欧州のように数値による基準を設ければ、リザーブエリアは誰の目にもはっきりする。

19

<別紙11> 2013年10月に発表された、「経団連規制改革要望」も、「外形基準」の導入による規制改革の実現を提言している。



12-(19)	郵便・信書便制度の抜本的な見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	郵便法 第4条、第76条 民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法) 第3条
要望の具体的内容	信書の定義を、現状の内容基準から外形基準に改めるとともに、利用者に対する罰則規定を廃止すべきである。
規制の現状と要望理由等	郵便法により、信書の送達は日本郵便の独占事業とされており、同法の定義に基づき総務省が信書の解釈指針を定めている。しかしながら、定義が、「意思もしくは事実を伝達するもの」という非常にあいまいな内容基準によるため、信書の範囲が過度に広範となるだけでなく、同じ文書が送り方次第で信書に該当したりしなかったりするなど利用者にとって分かり難い制度となっている。また、信書を郵便もしくは信書便以外で輸送した場合、郵便法により、輸送事業者だけでなく輸送を委託した利用者も懲役または罰金が課せられ、現実には、一般輸送事業者が文書の荷受けの都度、利用者の内容物の確認等を行っても、利用者が書類送検されるケースも発生している。そのため、文書輸送サービスの利用につき、利用者が要給するのみならず、サービスの利便性も損なわれる状況にあり、公平かつ公正な競争環境が阻害されている。 諸外国では信書の定義を客観的な外形基準に基づき定めることが一般的であることから、現在の信書の定義を外形基準により定めることとし、必要最小限のユニバーサルサービスは確保する観点から、はがきなど一般の私人が多く通信に利用するものを信書とする。これにより、利用者の利便性向上と多様な事業者の創意工夫による新サービスの創出、コストの削減、ひいては文書輸送市場の活性化が期待できる。

< 別紙 1 2 > 海外では、誰にでも分かりやすい「外形基準」による規制が一般的であり、違反した場合でも、送り主には罰則を課していない。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
規制のあり方	<p>信書</p> <p>部分参入 特定信書便</p> <p>一般信書便 全体参入</p> <p>独占</p> <p>料金</p> <p>高さ</p> <p>安</p> <p>小 大きさ・重量 → 大</p> <p>信書という領域があり、その全てが独占範囲と定められている。</p>	<p>レター</p> <p>参入条件なし</p> <p>「12.5オンス (約350g)以内」 かつ 「郵便料金の6倍以内」</p> <p>独占</p> <p>料金</p> <p>高さ</p> <p>安</p> <p>軽 重量 → 重</p> <p>レターという領域があり、その一部が独占範囲と定められている。</p>	<p>郵便物</p> <p>参入条件なし</p> <p>料金</p> <p>高さ</p> <p>安</p> <p>軽 重量 → 重</p> <p>郵便物という領域はあるが、独占範囲は既に消滅している。</p>	<p>郵便サービス</p> <p>1kgまで</p> <p>参入条件なし</p> <p>ライセンス取得義務あり</p> <p>料金</p> <p>高さ</p> <p>安</p> <p>軽 重量 → 重</p> <p>郵便サービスという領域はあるが、独占範囲は既に消滅している。ただし、一部にライセンスの取得義務が課されている範囲が存在する。</p>
基準 規制	送付物の 内容	送付物の 料金と重さ	なし (独占範囲が存在しないため)	送付物の 重さ
罰則	運送事業者・依頼人 両方	運送事業者・依頼人 両方 実務上は、 <u>運送者のみ</u>	なし (独占範囲が存在しないため)	運送事業者 <u>のみ</u>
秘密の保持	信書の配送に関して ・郵便事業者 課されている ・信書便事業者 課されている	レターの配送に関して ・郵便事業者 課されていない ・民間事業者 課されていない	郵便物の配送に関して ・郵便事業者 課されていない ・民間事業者 課されていない	郵便サービスの配送に関して ・郵便事業者 課されている ・民間事業者 課されている
ユニバーサルサービス	信書の配送に関して ・郵便事業者 提供義務あり ・一般信書便事業者 提供義務あり	レターの配送に関して ・郵便事業者 提供義務あり ・民間事業者 提供義務なし	郵便物の配送に関して ・郵便事業者 提供義務あり ・民間事業者 提供義務なし	郵便サービスの配送に関して ・郵便事業者 提供義務あり ・民間事業者 提供義務なし

<別紙13> 2008年6月に 郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会が発表した報告書では、「法令による事業規制」をやめるべきと提言されていた。

【資料4-1】

「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」報告書の概要

情報流通行政局
郵政行政部
信書便事業課

2009年3月19日
第4回 信書便事業に関する意見交換会
配布資料より

「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」報告書の概要

方向性

中長期的に実現を図っていくべき「将来のあるべき制度」

- 基本的考え方
コスト補填策(基金、政府支援)により郵便のユニバーサルサービスの確保を担保した上で、参入事業者が法令によりサービス範囲・水準が規律される形ではなく、創意工夫してサービス提供ができる制度に変えていくことを検討

<制度の基本理念> ①通信(信書)の秘密の確保 ②ユニバーサルサービスの確保 ③自由で公正な競争の促進

- 法体系のあり方
全ての事業者が同じ条件の下で規律されることが望ましいこと等から、郵便法と信書便法を統合し、「郵便事業法」とすることを中心に検討

早急に検討を進めるべき施策

- あるべき制度の実現に向けて、郵便のユニバーサルサービスの範囲・水準等のあり方及び新たな確保方策についての検討を早急に開始
- あるべき制度実現までの間、「郵便ネットワークの活用」「特定信書便事業の業務範囲拡大」の実施に向けた検討を早急に進めること

2